

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（両立支援制度等の見直し特集）2025年5月26日 NO. 727

育児と仕事の両立支援制度等の見直し 部分休業、子育て部分休暇の見直し都教委提案

都教委は、5月20日、両立支援制度等の見直しについて提案を行いました。都労連に提案のあった内容と同じ提案です。実施時期は、令和7年（2025年）10月1日。

部分休業の見直し内容

- 現行
1. 取得単位 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として、1日に月2時間以内
 2. その他の休暇との関係 育児時間又は介護時間と同日に利用する場合は、1日につき合計で2時間以内
- 改正案1.
1. 取得単位 年度ごとに、あらかじめ以下のいずれかのパターンを選択（第1号部分休業）30分を単位として、1日につき2時間以内（第2号部分休業）原則1時間を単位として、年度ごとに77時間30分※の範囲内（1日当たり上限時間数なく取得可能）※令和7年度のみ38時間45分
 2. その他の休暇との関係 育児時間又は介護時間と同日に、第1号部分休業を利用する場合は、1日につき合計で2時間以内

子育て部分休暇の見直し内容

- 現行
1. 取得単位 正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として、1日に月2時間以内
 2. その他の休暇との関係 介護時間と同日に利用する場合は、1日につき合計で2時間以内
- 改正案1.
1. 取得単位 年度ごとに、あらかじめ以下のいずれかのパターンを選択（第1号子育て部分休暇）30分を単位として、1日につき2時間以内（第2号子育て部分休暇）原則1時間を単位として、年度ごとに77時間30分※の範囲内（1日当たり上限時間数なく取得可能）※令和7年度のみ38時間45分
 2. その他の休暇との関係 介護時間と同日に、第1号子育て部分休暇を利用する場合は、1日につき合計で2時間以内

国家公務員育休法や地方公務員育休法の改正、総務省から技術的助言、都側と都労連の交渉

昨年12月、国家公務員育休法が改正、本年1月地方公務員育休法が改正（2025年10月1日施行）。本年4月総務省が技術的助言を通知。改正法では、都における部分休業に相当する育児時間の取得パターンの多様化や非常勤職員における対象となる子の範囲の拡大という育児関連制度の拡充が図られていました。国の法改正内容等を踏まえ、都労連は都側に、10月の施行に遅れることのないように検討を要求していました。

育児と仕事の両立が必要な職員の事情に応じ て、取得パターンの選択肢が増加する

部分休業制度

取得単位の見直しとして、勤務時間の途中でも取得できる、1年につき10日相当時間数の取得ができる、時間単位の年次有給休暇と連続して取得することも可能。会計年度任用職員についても、取得パターンの選択肢は同様な措置と対象の子の年齢も常勤職員と同様に拡大。

子育て部分休暇

本年4月から、部分休業を取得することができる職員等を除き、小学校第3学年までの子を養育する職員を対象とする子育て部分休暇が導入。部分休業制度と同様の取り扱い。会計年度任用職員についても、同様。

育児・介護と仕事の両立は重要な課題 人材 確保や離職防止のためにもさらなる改善が

給与面からも、両立支援制度を利用・支える必要があります。部分休業や子育て部分休暇は、取得すると無給で給与は減額されます。期末手当は、勤務期間は除算されないが、勤勉手当は除算されます。せつかくの両立制度を利用するためには、減額されることなく有給で、利用しやすくすることが必要です。

「子育ての社会化」 子育てを社会全体で支 え、取り組む 誰もが子育てに参加する

少子化対策は、待ったなしの重要な課題です。児童手当の拡充や高校授業料の無償化、さらに学校給食費の無償化など、子育てによる経済的負担を軽減する取り組みが行われています。

結婚や子どもを産み、育てることに対する多様な価値観・考え方を尊重しつつ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを産み、育てることができるようにすることが重要です。そのためには、若い世代の収入を増やすことや、社会全体の構造・意識を変えていくことなどが大切です。

少子化は、これまでの社会構造や人々の意識に根差した要因、家庭内における育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援しなければなりません。男性の育休取得率を上げることや、育休取得にも育休給付を創設することなどが必要です。

学校図書館への新聞配備 一括契約が有用

国会で、学校図書館への新聞配備について、質問がありました。各自治体の教育委員会が、新聞社と直接契約する「一括方式」が、事務手続きの観点から有用とのこと。学校ごとに新聞販売店と契約する方法に比べ、手続きが大幅に簡素化される。2023年度に葛飾区が導入。自治体には、地方交付税交付金で、年38億円が財政措置（小学校2紙、学校3紙、高校5紙が目標）されている。しかし、交付金の実際の用途は自治体に委ねられているため、新聞の配備が進んでいない自治体も多いという。